

令和4年度 建設工事等に係る入札契約制度の改正について

建設業は、若年入職者の減少等による就業人口の減少や入札不調件数の増加から、将来的な担い手不足や入札不調による事業の円滑な実施への影響が危惧されています。

こうした状況の中で、就業人口減少の一因である建設業の労働環境の改善を図るため、令和4年度につきましては以下のとおり制度の改正を行います。

制度改正

1. 建設工事における「情報共有システム」活用について（試行）

※ 建設コンサルタント業務等に係る入札契約制度の改正はありません。

1. 建設工事における「情報共有システム」活用について(試行)

本市では、建設現場における労働環境の改善に向けた受発注者間の業務効率化、工事目的物の品質確保の推進を図る一環として、インターネットを介して打合せ簿等の工事帳票の作成や提出、電子での承認などが可能な「情報共有システム」(以下、「システム」という。)を活用します。

(1) 対象工事

大分市が発注する土木工事のうち、設計金額が130万円を超える工事とします。

(2) 発注方式

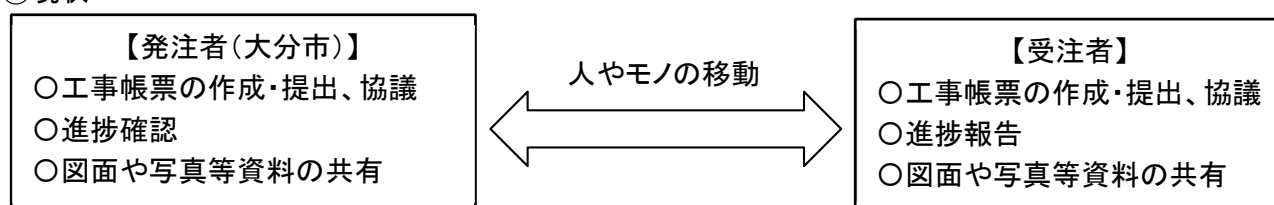
受注者が「大分市建設工事の情報共有システム活用試行要領」に基づき、システムの活用を選択できる「受注者希望型」とします。

(3) 費用負担

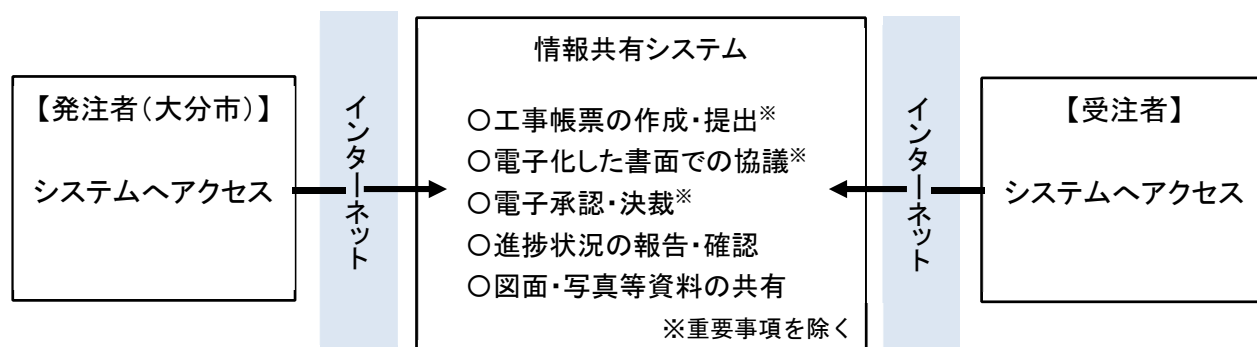
- ① 工事受注者が工事ごとにシステム提供者と契約し、利用料(登録料及び使用料)を負担します。
- ② 利用料は設計金額(共通仮設費のうち技術管理費の率計上分)に含まれています。

(4) システムのイメージ

① 現状



② システム活用後～インターネットを利用して、工事帳票の作成・提出



活用のメリット

- ・ 工事帳票や資料の提出にかかる移動時間、移動コストを縮減
- ・ 工事帳票や資料は時間や場所を問わず閲覧、決裁が可能
- ・ 業務の効率化により、対面打合せや現場管理の時間を確保しやすくなる

◆ 令和4年4月1日より、本市が発注する工事について適用します。